

ENEOS カードキャッシュバックシステム規定（'16.10.01 改定）

第1条（目的）

- (1) 本規定は、ENEOS カード会員規約（ENEOS カード会員特約および同特約に定めのない部分に係る NICOS カード会員規約のことをいいます。以下総称して「カード会員規約」といいます。）にもとづく ENEOS カード会員（以下「会員」といいます。）に対して、JX エネルギー株式会社（以下「JX エネルギー」といいます。）が提供する ENEOS カードのご利用特典（以下「ENEOS カードキャッシュバックシステム」といいます。）の内容、特典を受けるための条件等を定めるものです。
- (2) JX エネルギーは、JX エネルギーが必要と認めたときはいつでも、本規定を変更することができるものとします。また、軽微な変更である場合を除き、JX エネルギーは速やかにこれを会員に告知するものとします。

第2条（ENEOS カードキャッシュバックシステムの内容等）

- (1) ENEOS カードキャッシュバックシステムとは、会員が ENEOS カード加盟 SS において、ENEOS カードにより、ENEOS ヴィーゴ、ENEOS レギュラーガソリンおよび ENEOS 軽油（以下これらを総称して「ガソリン・軽油」といいます。）ならびに ENEOS 灯油（以下「灯油」といいます。）を購入した場合に、ガソリン・軽油および灯油購入に対するキャッシュバック金額を受け取ることができる制度です。なお、免税ガソリン、免税軽油の購入に対してはキャッシュバックはおこなわれません。
- (2) ENEOS カード加盟 SS とは、JX エネルギーが ENEOS カードの取扱いに関して指定した ENEOS サービスステーションのことをいいます。
- (3) 1 リットルあたりの値引単価（以下「値引単価」といいます。）は、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）が会員へ送付する ENEOS カードご利用代金請求書（以下「請求書」といいます。）に記載された新規カードショッピング利用金額に応じ決定され、翌々月の請求書に記載されたガソリン・軽油、および灯油に対しキャッシュバックをおこないます。なお、翌々月の請求書内にガソリン・軽油および灯油の記載がない場合、決定した値引単価は消滅するものとします。

①ガソリン・軽油

請求書記載の新規カードショッピング利用金額	翌々月請求書記載のガソリン・軽油のキャッシュバック ※1 リットルあたりの適用値引単価
70,000 円以上	7 円引き
50,000 円以上 70,000 円未満	5 円引き
20,000 円以上 50,000 円未満	4 円引き
10,000 円以上 20,000 円未満	2 円引き
10,000 円未満	1 円引き

②灯油

請求書記載の新規カードショッピング利用金額	翌々月請求書記載の灯油のキャッシュバック ※1 リットルあたりの適用値引単価
—	請求書記載の新規カードショッピング利用金額にかかわらず 1 円引き

- (4) 前項に定める新規カードショッピング利用金額には、年会費・キャッシング元本・手数料や利息等は含まれません。
- (5) 会員がカードショッピングの利用に際して、2回払い、分割払い、リボルビング払いを指定したときは、当該利用代金の初回請求時のみ、当該利用代金全額を新規カードショッピング利用金額に含めるものとします。ボーナス払いを指定したときは、当該利用代金が請求書に初めて記載されたときにのみ、当該利用代金全額を新規カードショッピング利用金額に含めるものとします。
- (6) JX エネルギーは、ガソリン・軽油および灯油の各月の購入量のうち、ENEOS カードキャッシュバックシステムの対象となる購入量の限度を定めることができます。
- (7) キャッシュバック金額は、ガソリン・軽油および灯油それぞれの購入数量（計量機に表示される小数第2位までの数量）の小数点以下を四捨五入し、値引単価を乗じ算出するものとします。

第3条（キャッシュバック金額の提供）

- (1) 会員は、第2条にもとづき、ENEOS カードによるガソリン・軽油および灯油の購入代金支払時に、請求書に表示されたキャッシュバック金額を受け取ることができます。
- (2) キャッシュバック金額は、請求書上で、ガソリン・軽油および灯油の購入金額と、その対当額において相殺します。
- (3) 三菱UFJニコスへのカードショッピング売上票が到着する時期によっては会員へ請求する月にずれが生じ、かつ値引単価を決定するうえでの新規カードショッピング利用金額または適用される値引単価にずれが生じる場合があります。

第4条（キャッシュバック金額の取消等）

- (1) ガソリン・軽油および灯油購入の取消等により、会員のENEOSカードのご利用金額の一部または全部が取り消されたときは、当該取消金額に応じたキャッシュバック金額相当額は、JX エネルギーおよび三菱UFJニコスの定める方法により取り消されるものとします。
- (2) JX エネルギーは、会員が、カード会員規約または本規定を遵守していない場合、なんらの通知をすることなく当該会員に対するキャッシュバック金額の提供を拒否することができます。

第5条（キャッシュバック単価の変更）

- (1) JX エネルギーは、JX エネルギーが必要と認めたときはいつでも、値引単価を変更することができるものとします。
- (2) JX エネルギーは、値引単価の変更があった場合は、入会申込書やホームページ等に記載して、会員に告知するものとします。
- (3) JX エネルギーは、JX エネルギーが行うキャンペーン等において、一定期間を定め、値引単価の変更をする場合があります。

第6条（公租公課の負担）

会員は、キャッシュバックシステムにより受け取るキャッシュバック金額に公租公課が課される場合は、これを負担するものとします。

第7条（権利の譲渡等）

- (1) 会員は、理由のいかんを問わず、本規定にもとづく一切の権利および義務について、これを第三者に譲渡し、担保の用に供し、または相続させることはできません。
- (2) 会員が、理由のいかんを問わず、会員としての資格を喪失したときは、本規定にもとづく一切の権利および義務は、自動的に消滅するものとします。

第8条（事務処理の委託）

会員は、JX エネルギーが会員に対するENEOSカードキャッシュバックシステムを提供するにあたり、その業務の全部または一部を三菱UFJニコスに委託することを承認するものとします。

第9条（キャッシュバックシステムに関する疑義等）

値引単価、キャッシュバック金額の算出その他 ENEOS カードキャッシュバックシステムに関して会員に生じた疑義は、JX エネルギーおよび三菱 UFJ ニコスの定めるところにより解決するものとします。

第10条（終了・中止・変更等）

- (1) JX エネルギーおよび三菱 UFJ ニコスは、いつでも ENEOS カードキャッシュバックシステムを終了もしくは中止し、またはその内容を変更することができるものとします。
- (2) ENEOS カードキャッシュバックシステムの内容は、日本国の法令等のもとに制約されることがあります。

第11条（合意管轄裁判所）

本規定に関する全ての紛争につき、東京地方裁判所をもって第1審の専属管轄裁判所とします。

以上